

市の健全化判断比率について
お知らせします

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、地方公共団体は、毎年度の決算時に一般会計等の財政状況を「健全化判断比率」および公営企業の経営状況を示す「資金不足比率」を算定・公表することが義務付けられました。

そこで、平成20年度の決算を基にした、市の健全化判断比率を次のとおりお知らせします。

健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標(～)を言います。このうち、いずれかが法で示す早期健全化基準以上の場合、または公営企業においては資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、計画的な健全化対策に取り組まなくてはならないことになります。

健全化判断比率の状況(平成20年度)

健全化判断比率	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	前年比(%)	平成19年度	平成20年度	前年比(%)
羽生市	実質赤字額なし	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	13.2	12.4	0.8	166.5	148.2	18.3
早期健全化基準	13.24	13.20	18.24	18.20	25.0	25.0	-	350.0	350.0	-
財政再生基準	20.00	20.00	40.00	40.00	35.0	35.0	-	-	-	-

【早期健全化基準】

健全化判断比率のいずれかが、この数値を超えた場合には、財政健全化計画を定めなければならないことになっています。この財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣・県知事への報告等をしなければならないことになっています。

【財政再生基準】

健全化判断比率のいずれかが、この数値を超えた場合には、財政再生計画を定めなければならないことになっています。この財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣に協議し、その同意を求めることができることになっています。

実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

実質赤字比率 = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

一般会計等：一般会計、住宅資金貸付事業特別会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計、定額給付金給付事業特別会計、子育て応援特別手当支給事業特別会計

連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

連結実質赤字比率 = $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

連結実質赤字額：全会計の赤字額(資金不足額)から黒字額(資金剰余額)を引いた額

実質公債費比率

一般会計等の借入金の実質的返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

実質公債費比率 = $\frac{(\text{地方債の元利償還金等}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ (3年平均)

地方債の元利償還金等：一般会計等の地方債償還だけでなく、一般会計の繰出金のうち公営企業債(下水道事業など)の償還に充てたものを含みます。

特定財源：地方債の償還に充当される住宅使用料や都市計画税など

将来負担比率

一般会計等が抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

将来負担比率 = $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$

将来負担額：一般会計等の地方債現在高、公営企業債のうち一般会計等からの負担見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社等の負担見込額等

1：国が決めた特定の事業の地方債の元利償還金等は、当該年度の地方交付税に算入されているために除きます。
2：国が決めた特定の事業の地方債の元利償還金等は、将来、地方交付税に算入されるために除きます。

算定結果

平成20年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率につきましては、早期健全化基準および財政再生基準をすべて下回っており、羽生市の財政状況は財政健全化法では、健全段階にあるという結果となりました。

また、前年度と比較しますと、実質公債費比率については、0.8パーセントの減となり、将来負担比率については、18.3パーセントの減となりました。これは、借入の抑制、繰上償還の実施や基金保有額の増加など、将来負担の軽減を図るための財政健全化への取り組みの成果が少しずつ表れてきたものと考えられます。現在のところ、他団体の平成20年度の算定状況は明らかになっていませんが、これまでの公債費負担の状況や土地開発公社の負債額などを勘案すると、羽生市の比率は県内において高い所に位置すると思われるので、引き続き財政健全化への取り組みを進めていきます。

資金不足比率

資金不足比率とは、各公営企業(水道事業・下水道事業)の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示した指標です。

この資金不足比率が法で示す経営健全化基準以上になった場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、速やかに公表し、総務大臣および県知事等に報告等を行い、計画的な経営健全化対策に取り組まなくてはならないことになっています。

資金不足比率の状況(平成20年度)

資金不足比率	水道事業会計		下水道事業特別会計	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
羽生市	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額(一般会計等の実質赤字額に相当するもの)}}{\text{事業の規模}}$

【経営健全化基準】

資金不足比率が、この数値を超えた場合には、経営健全化計画を定めなければならないことになっています。この経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣・県知事への報告等をしなければならないことになっています。

市職員の人事異動(10月1日付)(内は前職)

企画財務部長 間下達士(企画財務部長兼企画課長) 企画財務部企画課長 齊藤英夫(まちづくり部都市計画課長) まちづくり部都市計画課長 大戸弘道(まちづくり部都市計画課付参事) まちづくり部都市計画課付参事 中村和彦(まちづくり部都市計画課付参事)

有料広告

軽食のお店
ごんべえ
気楽に寄ってね

羽生駅 建福寺
羽生市南3-9-3
☎048-561-0779
または 090-1550-6658 武井まで

鮮魚、お刺身、
手作り惣菜の美味しいお店

毎週 水曜日は手作り惣菜
土曜日はお刺身

10%割引セール実施中

よしみや
羽生市中央2-5-28 TEL 561-4181

137年の感謝を込めて!

藍染め市

藍染・プリント生地 50~70%OFF その他いろいろ!

10/17(土) 創業137年 武州正藍染
AM10:00~PM3:00 小島染織

小島染織工業(株) 羽生市大字神戸642-2 TEL:561-3751